

実験結果から得られた知見は・・・

1. 自転車走行数は微減傾向は認められる。

■迂回ルートを活用しているのではないか？ 通過動線の誘導。

2. 各時間まんべんなく対策が必要（9時台～17時台が多い）

■「歩行者専用道路であること」を周知することが必要

この場所で自転車で走っていけない意味の理解と共感を深める必要

3. テーブル・イスなどの設えは押し歩き率に効果あり

マルイ西側から流入時降車が増え、なんさん通りへの流出時に台数減

■走って抜けにくい印象をより強め、警備員さんの存在も効果

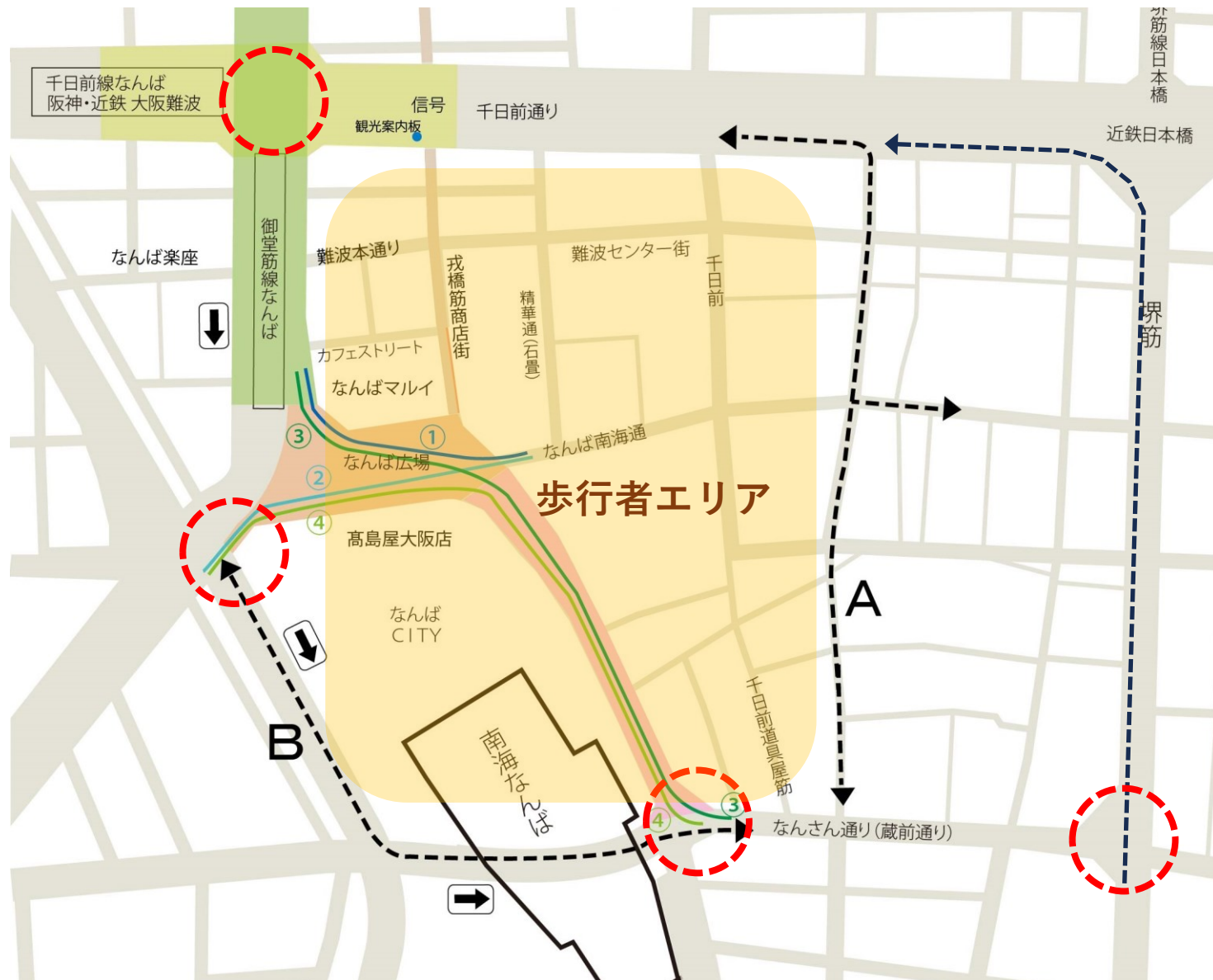
なんさん通りからの流入、マルイ西側からの流出時は走行増える

南海ビル前の東西方向の通過はテーブルが障害にならない

■広場に入る周辺からの対策が必要

1.東西方向の通過への対策（御堂筋⇔なんさん・南海通り）

①②③④の通過動線を適切な幹線道路に誘導する周知ができないか。



2.自転車走行禁止区域の理解を浸透する取り組み



①社会的ルールの違反抑止の方策について

- ・社会心理学などの専門家への聞き取り
※北折充隆教授（金城学院大学人間科学部）
- ・ナッジ効果の専門家

②言葉の選択

- ・共感や理解を得られる言葉➡言葉の選択
- ・多言語対応など➡対象となる言語や翻訳

③伝え方（アイデア）

- ・広場内での告知物➡言葉・デザイン・場所の実験
※路上喫煙・ゴミばい捨てなど迷惑行為を一体的に実施
- ・音声の活用➡戒橋筋アーケードや工事設置物、有名人の協力
- ・映像の活用➡映像の制作、既存のサイネージ
- ・SNSの活用➡ショート動画の制作やピンポイントでのポップアップ
- ・近隣の学校への働きかけ➡チラシを作成し子どもを通じて保護者へ
- ・専門学校への働きかけ➡周知ポスターの掲出依頼
- ・安全イベントの開催

④対策箇所…3カ所の入口を重点的に対策

「ルールを守る心」～共感性の滋養によるルール違反・社会的迷惑の抑制

(金城学院大学人間科学部心理学科教授)

- ルールは、特定の行為を制限し、危険性や意義を認識される効果がある。意義を正しく理解し面倒がらずに行動できるか＝自己制御がカギとなる。
- 自己制御（**BIS**）の方策として、「気質」に訴える行動抑制、行動接近、「能力」に訴える社会的自己制御がある。
- 行動抑制には、「罰刺激による抑制」があるが、多数の逸脱者がいれば「みんながやっている」と効果は薄まる（効果はゼロではない）。
- 行動抑制の方法として「恥」の効果がある。自身の姿を顧みる状況により効果が高まる（たとえば、自分の姿を自分でみるなど）。
- 行動接近（**BAS**）とは、報酬刺激によって行動を促進する方法で、返報性（ギブ安堵テイク）と好意に訴える方法（ありがとう）がある。

※誰が言っているか示して感謝基調で訴える方法がより効き目がある。

そもそも「迷惑行為」とは「考えない」ことであり、個人が赴くままに行動すれば社会に迷惑がかかるのでルールをつくることになった。

なぜ、ルールが決められたのかを理解する姿勢が抑止につながる。自身を客観的にみること、望まない他者がいることを理解すること。

※他社の立場で考える、ゲームで学ぶ協力行動など

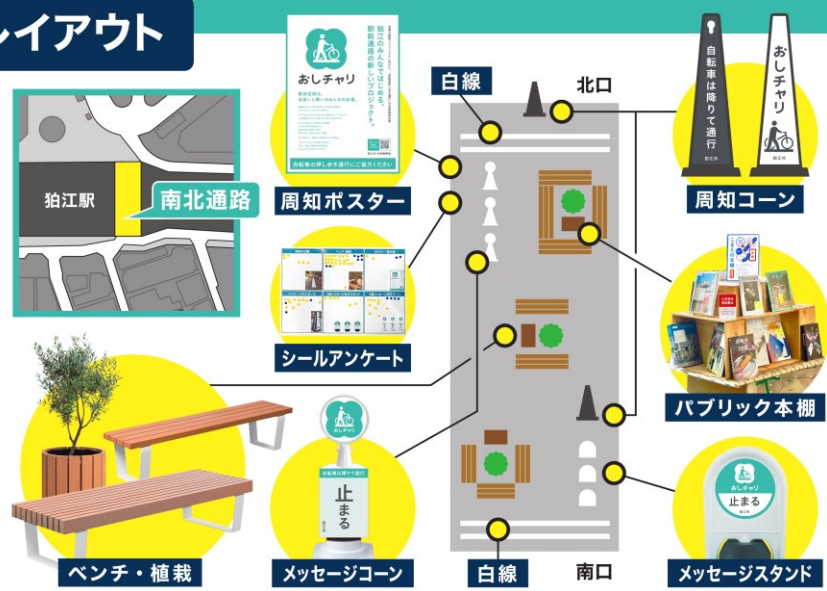
3.押し歩きを促進する環境づくり

- ①ナッジ効果の実験
 - ・ナッジ効果とは何か
 - ・テーブル・イスの配置
 - ・その他の方策も検討
- ②まちぐるみでのアピール
 - ・放置自転車対策と一体に打ち出す。



狛江市の取り組み例

レイアウト



ポスター・メッセージ・サイン

● 周知ポスター

● メッセージコーン

● メッセージスタンド

● メッセージポール

▼広場通行者の動きのパターン



●まち全体でアピール・・・自転車から徒歩～公共交通機関へ

- ・ウォーカブルな繁華街づくりを前面に打ち出す。
 - ・自転車でのアクセスの総量を減らす。
 - ・そのため「行動変容」をテーマに市民の協力を得る。
- (なんば駅から15～30分圏で暮らす買物客や従業員への働きかけ)

①ウォーカブル・ミナミ宣言と行動 (放置自転車と合わせてP R団体をつくるなど)

②交通安全啓発イベントの開催 (9月を想定)

(大阪府では7月の夏休み前、自転車マナーアップ強化月間は11月にS Cで開催)

- ・ヘルメット&おしチャリファッションショー
- ・二輪車の正しい乗り方クイズ大会
- ・こども警察官制服試着体験
- ・川柳募集

・区報やチラシ折込で
近隣区に周知

車両区分等	歩行者	車 両			
		軽車両	原動機付自転車	自動車	
道路交通法の規定 (法第2条)	【みなし歩行者】 ・身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者 等 ※原動機を用いるものについては速度が6km/h以下であること等の基準を満たす必要がある。	自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの	内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車等以外のもの	
例	・歩行者 ・車いす(シニアカーを含む。) ・手押し車 ・小児用の車 	・自転車 ・駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車) ・人力車 ・馬車 ・リヤカー 	・原動機付自転車 ※電動バイク ※電動キックボードを含む   ・セグウェイ ・ウィングレット ・立ち乗り電動スクーター(定格出力の大きさによる) 	・普通自動車(超小型モビリティを含む。) ・自動二輪車 ・特殊自動車 	
通行区分	歩 道 路側帯	車 道 路側帯 一部の歩道 (普通自転車のみ)	車 道	車 道 一部の歩道等 (公道実証実験中の搭乗型移動支援ロボットのみ)	車 道

対策のスケジュール感

- ・ 令和 6 年度 道交法改正（3 月国会、2 年以内に施行）
- ・ 令和 6 年 4 月 専門家聞き取り、方策を固める
- ・ 令和 6 年 5 月 建設局、警察との協議
- ・ 令和 6 年 6 月 総会で決議
- ・ 令和 6 年夏ごろ なんさん通の一部舗装、道路交通法の適用開始？
- ・ 令和 6 年 9 月 交通安全啓発イベント
総合的な周知活動スタート
- ・ 令和 7 年 3 月 なんさん通全区間の舗装完了
- ・ 令和 7 年 4 月 大阪・関西万博スタート
- ・ 令和 8 年春頃 警察庁の安全教育に係るガイドライン策定？
交通反則通告制度（青切符）の運用開始